

ご存じですか? 生活保護 のこと

よく聞く「生活保護制度」。

言葉は知っていても、詳しい内容を知っている方は少ないのではないでしょうか。 生活保護制度は、暮らしに困っている方に最低限度の生活を保障するために必要な給付を行う 制度で、自分たちの力で生活していけるよう援助することを目的としています。 しかし、SNSや人から聞いた情報の中には、誤った情報も多くあります。 皆さんやご家族の「もしもの時」のために、生活保護制度をご紹介します。

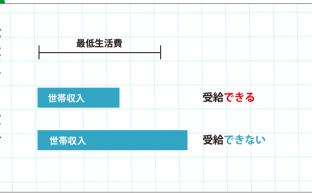
あなたが知る「生活保護制度」 それって本当に正しい情報ですか?

対象となる方

- 不動産、車、預貯金などのうち、ただちに活用できる資産がない
- 就労できない、または就労していても必要な 生活費を得られない
- 年金、手当などの社会保障給付を活用しても 必要な生活費を得られない
- ※扶養義務者(親族など)からの扶養は保護に 優先されます

支給される保護費

国は、年齢、世帯人数などによって、世帯に必要な生活費を「最低生活費」として定めています。 生活保護は、最低生活費以下の世帯収入の場合に受給できます。



よくある質問

Q 自動車を持っていたら受けられないの?

A 自動車は資産となるため、原則処分していただきます。なお、障害をお持ちの方など、通勤・通院に必要な場合などは自動車の保有を認めることがあります。

自動車をお持ちの方は ご相談ください。



Q ローン付き住宅に住んでいたら?

- A 保護費から住宅ローンを返済することは原則認められていません。ただし、住宅ローンがあっても生活保護を受給できる場合がありますので、まずはご相談ください。
- Q 働いていたら受けられないの?
- A 働いていて就労収入がある方でも、最低生活費に満たない場合は生活保護を受給できます。

生活保護が必要になる可能性は どなたにもあります



長い人生の間には、病気・けがや介護が必要な状態になったり、失業したり、 どうにもならなくなるときがあります。

丁寧に話をお聞きしますので、今後の生活に不安があるときや生活ができなくなったときは悩んで踏みとどまらず、ご相談ください。

間 生活保護制度全般に関すること 生活援護管理課(☎228-7412 FAX228-7853) 生活保護申請・相談窓口 区役所生活援護課(☎・FAX区版1ページ)



生活援護管理課職員

ざかいっこ



だき バ げ マ た 12 わ い バ の < ぬ h い な ح き 12 の め < い が /\ た る で す ウ な す < る る る ル なるよ ょ ょ と い た ら

(よこた おとは) はるみ小学校1年